

自然環境保全協定締結後について

協定締結後、以下の変更があった場合は、定められた様式にて届け出をしてください。

新たに協定を締結 ※事前に協議をしてください。	<ul style="list-style-type: none">・協定締結している開発区域を1 ha 以上拡張する場合・当初の自然環境保全計画書を見直す必要が生じた場合
協定事項着手届（様式第4）	<ul style="list-style-type: none">・工事に着手する場合
協定事項変更届（様式第5）	<ul style="list-style-type: none">・拡張区域が1 ha 未満で、残置又は造成する森林面積等が規定の範囲内にある場合・協定締結している開発区域を縮小する場合・法人名を変更する場合・然環境保全計画書のうち、工程の変更をする場合
協定事項中止届（様式第7）	<ul style="list-style-type: none">・工事を中止、休止する場合
協定事項廃止届（様式第8）	<ul style="list-style-type: none">・工事を廃止する場合
協定事項再開届（様式第9）	<ul style="list-style-type: none">・中止、休止中の工事を再開する場合
協定事項完了届（様式第10）	<ul style="list-style-type: none">・工事が完了した場合